

令和7年度光市エコスタイルサポート補助金 申請要領（手引き）

○ 申請受付期間

申請受付期間は、令和7年5月8日（木曜日）～令和8年2月27日（金曜日）までとします。
※予算の範囲内で先着順としますので、申請受付期間中であっても受付を終了することがあります。

○ 予算

3,000,000円

○ 補助対象設備の要件及び補助金の額

表1

設備及び要件		補助金の額													
LED照明設備 ・既存の照明設備（LED照明設備を除く）をLED照明設備に交換すること。 ※電池式や可搬型（電気スタンド等）、光源（電球・電灯）のみの交換は対象外 ・1基は居室に設置すること。 <u>ただし、再度の交付を受ける場合を除く。</u> ※居室とは、居間、食事室、台所、子ども室、寝室、和室など継続的に使用する室をいう。 ※処分費、運搬費、諸経費等は対象外		対象設備の購入・設置に要する経費（税抜価格）の3分の2 ＜上限金額＞ <table><tr><th>設置基数</th><th>上限金額</th></tr><tr><td>1基</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>2基</td><td>26,000円</td></tr><tr><td>3基</td><td>39,000円</td></tr><tr><td>4基</td><td>52,000円</td></tr><tr><td>5基以上</td><td>65,000円</td></tr></table>		設置基数	上限金額	1基	13,000円	2基	26,000円	3基	39,000円	4基	52,000円	5基以上	65,000円
設置基数	上限金額														
1基	13,000円														
2基	26,000円														
3基	39,000円														
4基	52,000円														
5基以上	65,000円														
宅配ボックス ・宅配ボックスの設置がされていない世帯であること。 ・宅配物を安全に保管できる物であること。 ・正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有していること。*1	固定型 ・盗難防止のため、アンカー等により地面又は躯体等と固定がされていること。*2 ※運搬費、諸経費等は対象外	対象設備の購入・設置に要する経費（税抜価格）の2分の1 ＜上限20,000円＞													
	簡易型 ・盗難防止のため、ワイヤー等により容易に移動ができないように固定されていること。 ※諸経費等は対象外	対象設備の購入・設置に要する経費（税抜価格）の2分の1 ＜上限5,000円＞													
【宅配ボックスについて】 *1 鍵付き、ダイヤル錠付き、カード認証等正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有していること。 *2 アンカー、接着剤等により、地面や住宅の柱、壁面と直接固定がされている状態をいう。															

【留意事項】

- ・対象設備の購入・設置に要する経費には、消費税等相当額を含まない。
- ・対象設備については、すべて未使用のものであること。（リースによる設置は対象外）
- ・補助金額は、表1に掲げる対象設備ごとに算出した額を合算した額とする。ただし、対象設備ごとに合算して得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとする。

○ 設備導入に附随する住宅・業者の要件

表 2

設 備 等	住宅要件		業者要件	
	既存住宅	新築住宅 建売住宅	市内業者	市外業者
L E D照明設備	○	×	○	×
宅配ボックス（固定型）	○	×	○	×
宅配ボックス（簡易型）	○	×	○	×

【留意事項】

- ・「市内業者」：本市に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で見積書及び領収書等を発行することができる事業者。
- ・「市外業者」：上記にあてはまらない事業者。

○ 補助金交付の対象者

下記のすべてを満たす方が対象となります。

- （１）光市内において自らが居住する既存住宅（新築不可）に対象設備を設置する方
- （２）市税を完納している方
- （３）令和８年３月２０日までに対象設備の設置が完了し、３月２３日までに実績報告ができる方

※過去に補助を受けた方及びその同一世帯の方は、既に補助を受けた対象設備の申請はできません。（L E D照明設備を除く）

※過去に補助を受けた方と同一住所で、別の住宅に居住している方（同一住所で建物が複数ある場合）は、既に補助を受けた方と生計が別であることを確認するため、世帯全員の住民票を提出してください。

※店舗や事業所への設置は対象外となります。

○ L E D照明設備の再度申請について

令和７年４月以降の申請は１世帯１回限りとし、上限額（６．５万円）に達していない場合でも、再度申請はできません。ただし、令和７年３月以前にL E D照明設備の補助金交付*1を受けた方は、令和７年４月以降に１回限り再度申請ができます。

表 3

対象者	補助金交付済額	再度申請	再度申請上限額
令和７年４月以降に 補助金交付を受けた方	６．５万円未満	×	×
令和７年３月以前に 補助金交付を受けた方	５万円未満	○ ※ただし、１回限り	６．５万円
	５万円		

*1「補助金交付」とは「補助金交付額確定日」をいう。

○ 管理

補助金を受領し設置した設備については、法定耐用年数の間、適切な管理をしてください。
やむをえない事情で処分、譲渡等を行う場合は、届け出てください。

補助金申請から補助金交付までの詳細は、別紙をご参照ください。

＜お問い合わせ先＞

光市役所 環境政策課

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

【TEL】0833-72-1465 【FAX】0833-75-5943

【Email】kankyouseisaku@city.hikari.lg.jp